（ 様式D－２ ）
（ 別　　紙 ）

令和５年度　海外派遣研究員研究報告書

令和７年５月２８日

日本大学理事長　　殿
日本大学学長　　殿

所　　属　　商学部　（商学　研究所）
資格・氏名　　教授　飯野　文

■本報告書の内容を公表することは，了承しております。
□本報告書の内容を公表することは，差し控えください。
※いずれかにチェックし（■）提出すること

令和５年度海外派遣研究員（中期）の研究実績を，下記のとおり報告いたします。

記

１　区　　分　　中期

２　研究課題

転換期を迎えた国際通商秩序と国際貿易体制の改革に関する調査

３　派遣期間　　西暦　2024　年 3 月　31 日　～　　2025 年　4　月　5　日

４　派　遣　先　　英国、フランス

５　研究目的

本研究の目的は、国際通商秩序に影響を及ぼす複数の変動要因を踏まえ、WTO 法を中心とする国際経済法の望ましい改革の方向性とその実現方法を検討することにある。とりわけ、地政学的変動、デジタル化、そして非貿易的事項の拡大という三つの主要な変動要因に着目する。

第一に、地政学的要因として、米中間の覇権争いや、ロシアによるウクライナ侵攻などの国際的緊張の高まりにより、「経済安全保障」に関する議論が各国で急速に進展している。

第二に、デジタル化の進展により、「21 世紀の石油」とも称されるデータの重要性が高まり、それが比較優位の源泉や貿易構造の変化を促している。各国はデータの越境移転に対する規制を強化するなど、新たな形態の貿易制限措置も導入している。加えて、データに大きく依存する AI 技術の急速な発展は、経済活動や社会生活に広範な影響を及ぼしつつある。

第三に、非貿易的事項の拡大については、SDGs の採択も契機としながら、人権、環境、気候変動といった課題を市場メカニズムの中に組込みながら対応する必要性も意識されるようになっている。

６　研　究　概　要

（１）　研究の方法

研究活動の主たるテーマは、上述の研究目的をより具体化するかたちで、人工知能（Artificial Intelligence: AI）と国際経済法との関係性に着目した法的検討である。AI をめぐっては、半導体など、関連技術に対する輸出規制をはじめとした米中間の技術覇権争いが進行しており、これは地政学的要因とデジタル化の両面にまたがる問題である。また、AI の開発・利用には、サイバーセキュリティや倫理的配慮、プライバシー保護、安全性の確保といった非貿易的価値への配慮とのバランスが求められる。こうした背景を踏まえ、現行の国際通商ルールと AI との関連性について法的な検討を行ったものである。この研究成果の一部は、2024 年 11 月に開催された日本国際経済法学会において報告を行っており（詳細は後掲７参照)、2025 年中に論文として公表予定である。当該論文は、在外研究の成果として位置づけられるものである。

加えて、WTO 紛争処理手続の発展および近年の動向に関する研究も並行して進めた。現在、WTO の紛争解決制度は、主に米国の対応により上級委員会の機能が停止するなど、制度としての限界に直面している。一方で、EU 主導により設置された暫定的な上訴制度（MPIA）など、代替的制度の運用も見られる。経済安全保障やデジタル分野、さらには非貿易的事項に関連する通商措置は、現行制度において規律が十分でない分野（例：データ規制）や、安全保障例外・一般的例外条項の適用が問題となる点で、課題の多いトピックであり、本研究テーマとも密接に関係する。このテーマに関する研究成果の一部は、2025 年２月、同センターで開催されたセミナーにおいて報告を行っている（詳細は後掲７参照)。加えて、成果の一部は別途、英文で構成済であり、まず解説の形式での近年中の公表を予定している。

さらに、デジタル貿易に関するルール形成の現状と課題に関する検討も実施した。この分野はデジタル化の進展と密接に関連し、各国が締結するデジタル経済協定（DEAs）等において急速にルール形成が進んでいる。研究成果の一部は、英文で構成済であり、まず解説の形式での近年中の公表を予定している。

なお、日々の研究は、下記（２）で示す研究活動を通じて行った。

（２）　渡航先での研究活動内容

①ケンブリッジ大学ローターパクト国際法研究センターにおける研究活動

ケンブリッジ大学ローターパクト国際法研究センターでは、活発な研究交流の機会が提供された。具体的には、客員研究員による講演会や研究会のほか、同センター主催の講演会として、Hersch Lauterpacht Memorial Lecture、Eli Lauterpacht Lecture、およびターム期間中毎週金曜日に開催される Friday Lunchtime Lectures といった講義シリーズが開催されており、その多くはオンラインでも参加可能であった。センターには訪問中の研究者に加え、フェローも所属しており、彼らとの交流も貴重な研究機会となった。

これらの活動のうち、自身の研究テーマと関連性の高い講演会等に積極的に参加するとともに、下記 7. で詳述するように、研究セミナーにおいて自身の研究の一部に

ついても報告を行った。この報告を契機として、国際経済法を専門とするフェローとの間で有意義な研究交流が一層生まれ、さまざまな形で意見交換の機会を得ることができた。

また、同じく客員研究員として滞在していたウクライナ出身の国際経済法研究者とも通商問題をめぐる意見交換を行うことができ、自身の研究テーマに対する新たな視点や深い洞察を得ることができた。特に当該研究者は、かつてアンチダンピング措置に関する実務に携わっていた経験を有しており、その実務的知見に基づく見解は示唆に富むものであった。

加えて、国際経済法にとどまらず、より広く国際法を研究する研究者との交流も生まれ、多様な視点からの知見を得る貴重な機会となった。こうした研究交流は帰国後も継続しており、センターとの交流も含め、今後も継続したいと考えている。

②ケンブリッジ大学のその他機関等での研究活動

ケンブリッジ大学においては、随時、多様な講演会、セミナー、シンポジウム、研究会が開催されており、その詳細はローターパクト国際法研究センターを通じて案内される。これらの中から、自身の研究テーマと関連性の高い講演会や研究会等に積極的に参加した。一例であるが、**Centre of Governance and Human Rights (CGHR)** 主催によるパネルディスカッション「*AI & Human Rights*」や、**Gregory Shaffer**（ジョージタウン大学ロースクール）による講演「*The Rule of Law under Challenge: The Enmeshment of National and International Trends*」などが挙げられる。これらの機会は、AI と国際経済法、地政学的状況を反映した国際経済法の動向等に関する理解を深める上で極めて有益であった。

また、ケンブリッジ大学には複数の図書館が整備されており、多様な資料の収集・調査が可能である。図書館では、“*Cambridge University Libraries Training Course*”という利用方法に関するトレーニングも提供されており、実際にこのコースに参加して図書館リソースの活用法の習得に努めた。図書館の中でも、法学部の **Squire Law Library** は、一般的な法学資料に加え、国際経済法に関するオンラインデータベースも充実しており、こうしたデータベースに日常的にアクセスできる環境を活かして、広範な情報収集と文献調査も行った。

③フランスにおける情報収集

パリ所在の国立図書館等で、OECD の AI 原則等に係る研究資料を収集した。

７　研究結果・成果

（１）人口知能（AI）と国際経済法の関係

人口知能（AI）と国際経済法の関係に係る研究成果の一部については、日本国際経済法学会において報告を行った（共通論題「AI と国際経済法―課題と展望」、2024 年 11 月 17 日（日）に高崎経済大学において開催）。本報告では、AI 技術の進展が国際経済法に与える影響について、近主要な論点を整理し、制度的な課題と今後の展望について考察した。報告概要は下記の通りである。2025 年中に学会年報に研究成果の公表を予定している。

◆報告要旨（学会要旨集より抜粋）

本報告の目的は、国際通商法（WTO 協定及び FTA）と AI（Artificial Intelligence：人工知能）の接点を検討 することである。AI の活用が進むにつれ、貿易との関係も深まっている。例えば、税関での AI 活用（X 線画像 分析、チャットボットによる問い合わせ回答等）や生成 AI 機能搭載スマートフォン等の AI 関連製品の越境取 引も行われている。AI に係る初の分野横断的規制といわれる EU の AI Act（2024 年 8 月施行）は、AI のリスク に対応した活用を促進し得ると期待される一方、貿易障壁として作用しないかとの懸念も呼び起こす。より広く は、生成 AI と著作権保護など、AI と知的財産権をめぐる議論も活発化している。 そこで、まず上記検討に必要となる範囲で AI の現状を概観する。具体的には、AI の捉え方（定義)、第三 次または第四次「AI ブーム」といわれる現在までの AI 発展の経緯、AI のリスク、当該リスクを踏まえた近年 の規制環境を取り上げる。AI は、技術発展により進歩を遂げることもあり、国際的に受容された普遍的な定義 は存在しないものの、生成 AI の急速な普及に伴って、生成 AI を加味した定義も登場している。一方、既存の 物品やサービスと異なる AI に係るリスクの規模または性質は、国際通商ルールとの親和性を低下させている。 AI のリスクには、アルゴリズムによる不当な差別のように、既に顕在化している問題と、今後の AI 発展の可能 性次第で生じる問題とが指摘され、後者は一層の予測不可能性を伴う。AI のリスクに対する認識が高まるにつ れ、2015 年頃より、AI に関するガイドラインや原則が様々なレベルで公表されている。加えて、2020 年頃の生 成 AI の登場とその後の広い普及を経て、特に近年では AI の安全性に焦点を当てた国際的議論も高まっている。 以上をふまえて、国際通商法と AI の接点を双方向から考察したい。具体的には、第一に AI 規制と国際通商法 （WTO 協定）との関係、第二に国際通商法が AI にもたらし得る影響を検討する。 第一の点については、AI と WTO 協定の関係を検討した先行研究は複数あり、少なくとも、AI 出現により 既存の貿易ルールの更新が必要、ないし既存の貿易ルールが AI に対応していない、という点についてはほぼ総 意がみられる。WTO 協定のなかでも、AI 規制が貿易障壁となり得るかという観点で特に関連するのは、物品貿 易に係る諸協定とサービス貿易協定である。冒頭で挙げたほかに、関連物品・サービスとしては、例えばデータ 販売航空機、スクリーン付冷蔵庫、AI ベースの医療診断が想定されよう。こうした物品、サービスについてあ る種のリスクを理由に国内市場流

通、輸入を規制する措置が導入され、当該措置と上記協定との整合性が問われ る場合、どのような点が争点となり得るだろうか。既に EU の AI Act については草案段階で TBT 委員会におい て、米国、中国等から多くのコメントが提出された経緯がある。WTO 協定は技術発展に対応可能であり、これ までもある程度の適応をみせてきたが、限界もある。 第二の点は、より具体的には、例えば国際通商法を通じた AI 規制に係る国際協力は可能か、国際通商法が 健全な AI 発展に資することができるか、という問いとして捉えることができる。この点、WTO における現在 までの AI に係る取組は限定的であるが、取組が発展する兆候も見られている。他方で、電子商取引に関する有 志国間交渉等の経緯に鑑みると、WTO における具体的な規律の導入は楽観視できない。他方、FTA では AI に 係る規定を有するものも現れている。これらは先進的と評価できるものの、不十分な点もあると考える。 以上を通じて、AI の発展に伴って現行の国際通商法が現代化する必要性と、その際に必要となる視点につ いて考察を試みたい。

◆公表予定の論文目次（2025 年 4 月時点）

I. はじめに
II.　AI 規制と WTO 協定との関係－EU AI Act を題材に
1. EU AI Act の概要
2. GATS との関係
（１）「出力」提供の「サービスの貿易」該当性
（２）サービス分類
（３）市場アクセス義務
（４）内国民待遇義務をめぐる問題
（５）小括
3. TBT 協定との関係
（１）AI システムないし AI 産品の性格
（２）主要原則との整合性
（３）「関連する国際規格」に係る懸念
（５）小括
III.　国際通商法における AI 規律の展開
1. WTO
2. FTA
IV. おわりに

（２）ＷＴＯ紛争処理手続の発展と近年の展開

ＷＴＯ紛争処理手続の発展と近年の展開に係る研究成果の一部については、ケンブリッジ大学ローターパクト国際法研究センターにおけるセミナー（下記に配布されたセミナー案内を添付、2025 年 2 月 2 日ローターパクトセンターBerkowitz/Finley

Lecture Hall で開催）において報告した。同セミナーのタイトルは”East Asian disputes: the case of Japan and Korea”である。この中で、地政学的問題の反映としての日韓貿易紛争について報告を行った。報告の主たる部分は下記の通りである。

◆報告要旨（報告資料より抜粋）

As part of this research, particular attention was given to trade disputes between Japan and Korea, from which several tentative but noteworthy findings emerged. First, these disputes reflect the cultural, geographical, and industrial structural proximity between the two countries. Second, although to a limited extent, they also mirror the political climate between them. Third, both countries have generally taken a mature and restrained approach to handling their trade-related disputes. These findings raise further questions: for instance, whether such characteristics are unique to the Japan-Korea relationship or whether they can serve as a useful analytical framework for other bilateral trade disputes, and whether they might offer insights into designing a more effective international trade dispute settlement mechanism.

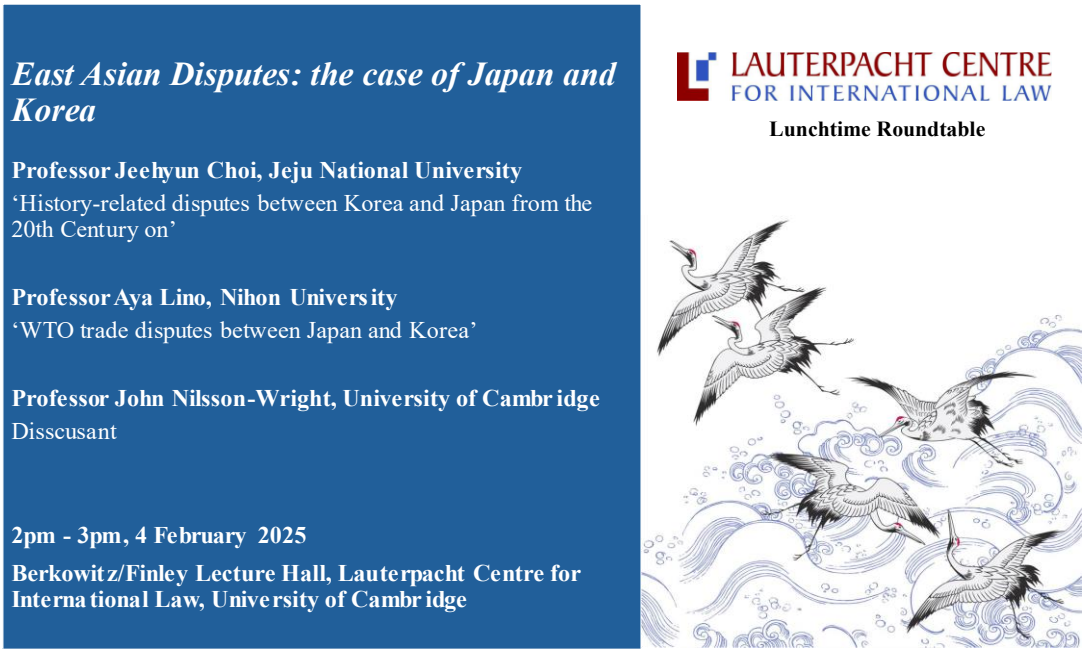
A case illustrative of these dynamics is DS590, initiated in 2020, which concerned Japan’s tightened export controls on three chemical substances and related technologies essential for semiconductor production in Korea. Korea challenged Japan’s measures as being inconsistent with provisions of the GATT and related WTO agreements. While the formal dispute centered on legal and procedural issues, the background was heavily influenced by political developments. Specifically, in 2018, Korea’s Supreme Court rendered a judgment holding a Japanese company liable for wartime forced labor. Subsequently, in 2019, Japan introduced the contested export measures, which were perceived by Korea as retaliatory. At the same time, Japan expressed concern over the effectiveness of Korea’s export controls vis-à-vis North Korea, particularly regarding dual-use goods, amid improving inter-Korean relations. These differing perceptions were clearly articulated in WTO General Council discussions. Ultimately, the dispute did not escalate to the stage of retaliation. In 2023, following a change in administration and improved bilateral relations, Japan relaxed its export controls and Korea formally suspended the WTO proceedings.

This case, along with others, reinforces the earlier-mentioned findings. The first and second observations-the proximity of economic structures and the influence of political context-are evident in the facts and progression of the disputes. Regarding the third point, it is particularly noteworthy that none of the disputes escalated to the level of retaliation, despite the existence of procedural mechanisms for doing so under WTO rules. The fact that both

countries chose not to pursue retaliatory action reflects a level of restraint and diplomatic maturity. It is also significant that these disputes were often addressed through mechanisms short of formal dispute settlement, such as discussion in relevant WTO committees or bilateral consultations, underscoring both parties' preference for maintaining a cooperative framework.

Looking ahead, it is expected that Japan and Korea will continue to manage trade disputes within a pragmatic and depoliticized framework. In the current geopolitical context-marked by US-China decoupling and increasing strategic alignment among like-minded partners-the bilateral relationship between Japan and Korea is likely to further stabilize. Their shared position within emerging "friend-shoring" frameworks suggests that future trade disputes will be treated more as technical matters rather than political confrontations. This trend is further supported by their shared participation in broader regional trade arrangements such as the Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP), the ongoing China-Japan-Korea FTA negotiations, and Korea's prospective accession to the Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP).

◆セミナー案内



前述の通り、ＷＴＯ紛争処理手続の発展と近年の展開に関する研究成果の一部は別途、まず解説の形式での近年中の公表を予定しているところ、当該解説の構成は下記の通りである。

（ 様式D-２ ）

◆公表予定の解説目次（2025 年 4 月時点）

1. Introduction
2. Overview
 2.1 History of Dispute Settlement: from the GATT to the WTO
 2.2 Basic Structure of WTO Dispute Settlement System
 2.3 Key Features of WTO Dispute Settlement System
3. WTO Dispute Settlement
 3.1 Objectives
 3.2 Institutions
 3.3. Scope of application
 3.4. The legal effect of Panel and AB reports
 3.5 Standing
 3.6 Types of Complaints
 3.7 Consultation
 3.8 Good offices, conciliation, mediation and arbitration
 3.9 The Panel process
 3.10 The Appellate process
 3.11 Implementation and Enforcement
 3.12 Panel’s right to seek information and adverse inference
 3.13 Burden of proof
 3.14 Judicial Economy
 3.15 Standard of review
4. AB Challenges: MPIA and the Evolution and Prospects of DS Reform
 4.1 Disfunction of the AB
 4.2 DS Reform: Progress to Date and Future Prospects
 4.2 MPIA
 4.3 Domestic Legal Responses against ‘appeal into the void’
5. A critique of the DSU

（３）デジタル貿易の展開とルール形成の現状

前述の通り、デジタル貿易の展開とルール形成の現状に関する研究成果の一部は別途、まず解説の形式での近年中の公表を予定しているところ、当該解説の構成は下記の通りである。

◆公表予定の解説目次（2025 年 4 月時点）

1.Introduction
2. Concept of Digital Trade

3. Digital Trade and the WTO
 3.1 Work Program on E-Commerce: the Multilateral Track
 3.2 Joint Statement Initiative on E-Commerce: the Plurilateral Track
 3.3 WTO Efforts under Existing Rules and Limitation
4. Digital Trade and FTAs
 4.1 History of Evolution in Digital Trade Provisions
 4.2 Pioneering FTAs
 4.3 AI related Provisions in DEPA, AUSDEA, UKSDEA
5. Conclusion

（４）その他

地政学的変動に関連する研究の一環として、謝笠天著／石川義道・濱田太郎訳『国際経済法における新アジア地域主義』（信山社、2024 年）にかかる書評を公表済である。公表媒体は、『貿易と関税』2024 年 10 月号（50－53 頁）である。

（５）今後の研究の展望

滞在中に収集した資料を活用した研究を含め、今後も本研究を継続的に推進していく予定である。上述のとおり、現時点で公表を予定している研究成果のとりまとめに加えて、AI と国際経済法の関係については、持続可能性の観点――すなわち、本研究における「非貿易的事項」の視点を一層強化したアプローチ――からの新たな研究も進めていく予定である。この成果については、近年中に刊行が予定されている書籍の一部として公表予定である。

以　上